

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第12号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年12月21日

大磯町監査委員 高野澤 均  
大磯町監査委員 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
2. 監査年月日  
平成29年11月15日（水）
3. 監査対象の課等  
株式会社ランナーズ・ウェルネス（大磯運動公園指定管理者）  
都市建設部都市計画課（大磯運動公園所管課）
4. 監査の期間、範囲、事務
  - (1) 監査対象期間  
平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）
  - (2) 監査実施期間  
平成29年8月1日～11月15日
  - (3) 監査範囲  
平成28年度株式会社ランナーズ・ウェルネスの大磯運動公園の管理に係る出納、その他の事務の執行及び都市建設部都市計画課の指定管理に係る事務の執行について監査の範囲とした。
  - (4) 監査方法  
平成29年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、指定管理者及び監査対象課から事前に監査資料及び指定管理業務の履行に係る書類等の提出を求め、書類を監査するとともに、関係職員から事情聴取及び現地調査を実施した。
5. 指定管理の概要
  - (1) 指定管理期間  
指定管理業務の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
  - (2) 指定管理料  
21,752,000円
  - (3) 施設利用状況

（単位：人、円）

施設名	利用者数	利用料
テニスコート	34,421	6,047,800
テニス夜間照明	—	1,226,400
野球場	25,518	1,444,000
野球場夜間照明	—	424,000
多目的広場	40,004	1,504,000
シャワー	399	39,900
壁打ちコート	5,001	—
備品	315	31,500
合計	105,658	10,717,600

(4) 平成 28 年度収支決算の状況

(収入)		(支出)	
科 目	(単位：円) 決算額	科 目	(単位：円) 決算額
委託料収入	21,920,250	人件費	17,726,266
利用料収入	10,739,600	維持管理費	11,873,603
事業収入	1,906,454	自主事業費	1,205,407
雑収入	1,899,224	雑費	616,940
合 計	36,465,528	合 計	31,422,216

※期中入金ベース

6. 監査結果

大磯運動公園指定管理に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

(意見・要望)

[株式会社ランナーズ・ウェルネス]

- ・指定管理者収支決算については、公園管理業務に係る経理とその他の業務（自主事業）に係る経理を区分することとしているため、総括、公園管理業務、自主事業などに経理を区分し明確化した決算をしていただきたい。また、指定管理者としての経費計上についても明確にしていきたい。

なお、平成 28 年度の収支差額については、指定管理期間は 5 年間であることから今後の指定管理業務への有効活用を望む。

- ・帳簿、通帳、領収書などの会計書類については、その根拠が判別しやすいよう整理をしていただきたい。
- ・指定管理者の選定に際しては、申請書に記載された事項を尊重し、貴社が指定管理者に選定されたものとする。そのため、申請書の内容の具現化に向けて所管課や利用者などと調整を図り、町民の憩いの場となるよう運動公園の利用促進に努めていただきたい。

[都市建設部都市計画課]

- ・基本協定や年度協定に定めた事業報告書や四半期報告書、月次報告書の確認だけでなく、事業報告や収支報告、領収書等との相互確認も行うようにしていただきたい。
- ・収支決算において、収支が大きく黒字化していることから指定管理者と十分協議することを望む。